**様式第２号**（第２条関係）

訴訟費用立替申請書

年　　月　　日

防衛大臣　殿

（　　防衛局長（東海防衛支局長）経由）

申請者　住所

氏名又は名称

下記のとおり日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律（令和７年法律第２６号）第１７条第１項に規定する訴訟（以下「訴訟」という。）に関する費用の立替えについて申請します。

なお、費用の立替えを受けるに当たっては、第３項に掲げる条件を遵守します。

記

１　訴訟に関する費用について、立替えを受けようとする金額及び当該訴訟に関する費用の額（概算）

立替えを受けようとする金額：　　円

訴訟に関する費用の額（概算）：　　円

２　訴訟に関する費用の立替えを必要とする理由：

３　訴訟に関する費用の立替えを受ける条件

⑴　立替金の使途の制限

立替金を訴訟に関する費用で日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律施行令（令和７年政令第　号）第３条第１項各号に掲げるもの以外には使用しないこと。

⑵　訴訟の取下げの承認

訴訟を取り下げるときは、防衛大臣の承認を得ること。

⑶　償還期限

立替金は、訴訟が終了したときは、国が指定する日までに償還すること。

⑷　延滞金

償還期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和３１年政令第３３７号）第２９条第１項に規定する率により計算した金額を延滞金として支払うこと。

⑸　帳簿の整備等

立替金の支出について明らかにした帳簿を整え、領収書その他の支出を証する書類を保存すること。

⑹　業務等の状況調査等

国が、立替金に係る債権の保全上必要があると認め、申請者に対してその業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めるときは、これに応じること。

⑺　訴訟の進行状況等の報告

訴訟について、その進行状況、終了の日及び終了の態様並びに締約国から訴訟に関する費用に相当する費用の給付を受けることができるときは、その給付額及び給付時期を、国に報告すること。

⑻　立替決定金額の変更

国は、必要があるときは、立替決定金額のうち、まだ立替えをしていない金額を変更することができること。

⑼　立替金の償還等

国は、次に掲げる場合には、直ちに、立替金を償還させ、及びその後の立替えをしないことができること。

ア　⑴、⑵及び⑸から⑺までの条件に従わないとき。

イ　訴訟を誠実に遂行しないとき。

ウ　立替えの決定通知の際、国が付した条件に従わないとき。

⑽　加算金

⑼により、立替金を償還するときは、その立替金の受領の日の翌日から償還する日までの期間に応じ、当該立替金の額（その一部を償還した場合における当該償還の日の翌日以後の期間については、その額から既に償還した額を控除した額）に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令第３７条第１項に規定する率により計算した金額を加算金として支払うこと。

⑾　担保

国の求めに応じて担保を提供すること。

４　添付書類

中小漁業融資保証法（昭和２７年法律第３４６号）第２条第１項に規定する中小漁業者等又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）第５条に規定する中小企業者に該当する場合は、これを確認できる書類